

令和 7 年 2 月 5 日
北 沢 総 合 支 所
ス ポ ー ツ 推 進 部
みどり 3 3 推進担当部

(仮称) 和田堀給水所上部利用施設の検討状況等について

1 主旨

東京都水道局和田堀給水所の施設更新を契機とした区施設の整備については、地元要望に基づく東京都水道局への要望・協議を経て、令和 4 年 1 1 月に(仮称)和田堀給水所上部利用施設基本構想を策定し、令和 6 年 3 月には基本設計を完了した。

令和 7 年度より実施設計を開始するにあたり、(仮称)和田堀給水所上部利用施設の整備事業のこれまでの検討状況及び今後の予定を報告する。

2 和田堀給水所上部利用施設の概要
別紙 1 のとおり

3 非常用発電設備移設

区の整備予定地には都の非常用発電設備が設置されており、(仮称)和田堀給水所上部利用施設の整備に先立って移設する必要がある。そこで、都が移設工事を実施し区が費用負担をすることとして、その基本的考え方を整理した協定を締結し、整備を進める。

※移設のイメージは別紙 2 のとおり

(1) 概算金額

約 2. 8 億円

(対象となる工事内容)

- ・基礎築造工事費
- ・非常用発電設備設置工事費
- ・既存非常用発電設備撤去工事費

(2) 支払時期(予定)

令和 8 年度 基礎築造工事費、非常用発電設備設置工事費(支払いは各工事完了後)

令和 9 年度 既存非常用発電設備撤去工事費

(3) 費用負担の考え方

区の施設整備開始前に、都の非常用発電設備を仮移設する必要があることから、移設にかかる費用は、原因者たる区が負担する。

区の費用負担については、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱(昭和 4 2 年 2 月 2 1 日 閣議決定)」を準用し、その考え方に基づく協定を都区で締結する。その後、工事内容及び積算経費の詳細を双方で確認し、金額を確定させる。

(4) 協定書で定める主な内容

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| ・ 工事の施工 | 東京都が施工する |
| ・ 対象となる水道施設
及び工事内容 | 基礎築造工事、非常用発電設備設置工事、既設非常用発電設備撤去工事 |
| ・ 負担額 | 約 2.8 億円（概算） |
| ・ 負担額の支払 | 都から通知書を受領後、区は速やかに支払う |
| ・ 損害の処理 | 明らかに都の責めに帰す場合を除き都区の協議により処理する |

4 横断歩道設置等の協議

施設利用者の動線確保のため、京王線側歩道と集会室（多目的室機能）棟の間の都道に横断歩道を設置できるよう、交通管理者や道路管理者と協議を進める。また、周辺の安全対策についても検討課題としていく。

5 （仮称）和田堀給水所上部利用施設の実施設計

令和 5 年度の基本設計において、屋外スポーツ広場及び集会室（多目的室機能）棟の仕様や平面計画を策定した。令和 7 年度は、実施設計においてより具体的な内容の設計を行う。（令和 8 年 3 月完了予定）

6 地上部広場について

地上部広場については、令和 6 年度に身近な広場として基本設計を進めてきた。令和 7 年度は、実施設計においてより具体的な内容の設計を行う。

(1) 配置計画

東京都建設局の放射 23 号線整備に伴い廃止される大原 2-31 遊び場の代替として整備する。

(2) 平面計画

① 子どもの遊び場、ラジオ体操等での利用、高齢者の利用、地域の防災訓練での利用、災害時の利用等を想定し大原 2-31 遊び場と同等の面積約 1,000 m²及び公園機能を確保する。

② 災害時の給水場所として、応急給水栓が配置される。

③ 屋外スポーツ広場、集会室（多目的室機能）棟、地上部広場利用者向けの駐輪場を整備する。

※詳細は、別紙 3「地上部広場の平面計画」のとおり。

7 その他開設に向けた検討事項

(1) 運営方法の検討

令和 8 年度以降の施設設置条例制定に向けて、都の水道施設のセキュリティ確保をふまえながら、運営形態や利用方法などの方針検討を進めていく。

(2) 土地使用に向けた協議

都から土地を借り受けるにあたり、区整備工事開始までに土地使用の内容及び使用料を確定させる必要があり、今後都との協定締結に向けた協議を進めていく。

8 今後のスケジュール（予定）

令和 7年 3月
4月

令和 8年度以降

非常用発電設備の移設に係る協定締結
（仮称）和田堀給水所上部利用施設 実施設計
地上部広場 実施設計
整備工事開始
施設設置条例制定
和田堀給水所上部利用施設開設
地上部広場開設

和田堀給水所上部利用施設 概要

1. 施設概要

(1) 建築概要

① 敷地概要

所在地（住居表示）

大原二丁目 30 番

敷地面積

約 4 h a （上部利用はそのうち一部）

② 建物概要

構造・階数（集会室（多目的室機能）棟）
（連絡橋）鉄骨造、地上 4 階建て
鉄骨造

（屋外スポーツ広場）

※東京都水道局施設の屋上を使用

建築面積（集会室（多目的室機能）棟）

約 230 m²

延床面積（集会室（多目的室機能）棟）

約 700 m²

用途地域

第一種住居地域

防火地域指定

準防火地域

高度地区

19m 第 2 種高度地区

日影規制

4h - 2、5h / 4m

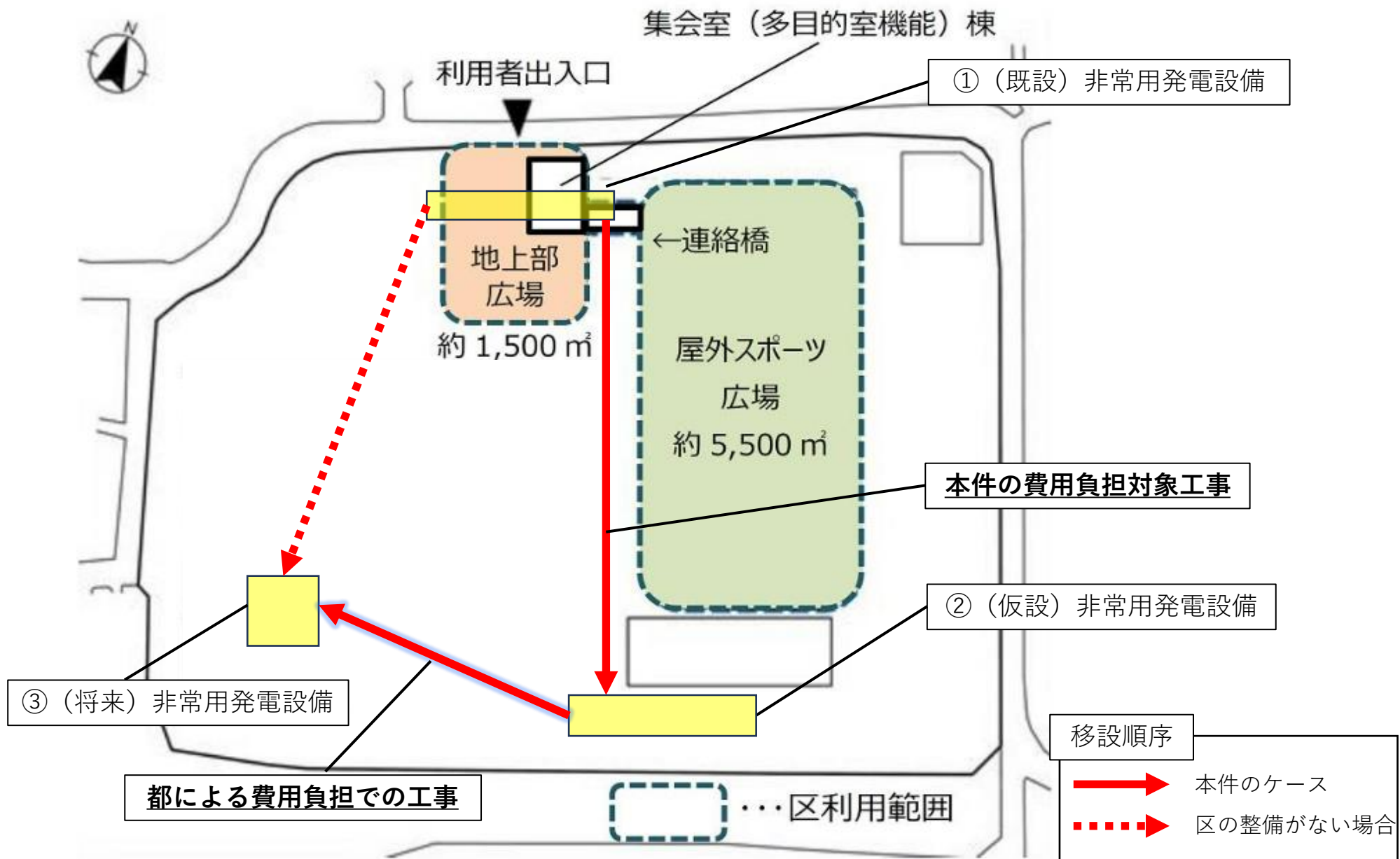
(2) 主要室構成

集会室 （多目的室機能）棟	1 階	管理諸室、防災倉庫等	約 180 m ²
	2 階	多目的室、準備室等	約 230 m ²
	3 階	更衣室等	約 200 m ²
	4 階	物品倉庫等	約 90 m ²
連絡橋		連絡橋	約 110 m ²
屋外スポーツ広場		多目的球技場、テニスコート 場、スケートボード場	約 5500 m ²

2. 検討の経過

平成 23 年 11 月	東京都水道局による和田堀給水所建築構想の届出及び構想説明会
平成 24 年 2 月	東京都水道局による和田堀給水所事業説明会
平成 27 年 1 月	地元からの要望書受領、区から東京都水道局へ施設上部利用に係る協議を要望
平成 27 年 9 月	東京都水道局による給水所整備に関する説明会、1 期工事着手
令和 4 年 1 月	区施設整備の考え方に関する東京都水道局との協議が整い、上部利用施設の整備を行うことを政策決定
令和 4 年 9 月	基本構想策定に向けた地元説明会を開催
令和 4 年 11 月	基本構想を策定
令和 4 年 12 月	基本構想の地元説明会を開催
令和 5 年 1 月	基本設計を開始
令和 5 年 7 月	基本設計検討状況の中間報告として地元説明会を開催
令和 6 年 3 月	基本設計等の報告として基本設計説明会を開催

非常用発電設備 移設イメージ図



地上部広場の平面計画

概要

面積：大原 2 - 3 1 遊び場と同等の面積約 1, 0 0 0 m²及び公園機能を確保、常時開放を原則とする。

用途：①子どもの遊び場、②ラジオ体操等、地域での利用、③高齢者の利用
④地域の防災訓練での利用、⑤災害時の利用 ※キャッチボールなどのボール遊びも想定

配慮事項：・利用者が水道施設へ立ち入りができないよう、水道施設との間に侵入防止用のフェンスを設置する。
・水道局敷地などへのボールの飛び出し対策とし、防球ネットを設置する。

